

1. 事故発生の日時 令和3年6月14日(月) 16時05分頃

2. 事故発生の場所 上富田町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：建築工事

工期：令和2年6月27日～令和3年12月17日

4. 請負業者名 県外建設業者

5. 事故発生状況

被災者は屋上階でパラペット部分の型枠脱型後の補修作業を行っていた。

16:00時ごろ、急な便意のため昇降階段から1階に降り、建物内部を歩いてトイレに向かった。途中、建物1階に施工されているスロープ手摺壁用の立上鉄筋を跨ごうとしたところ、ズボンが引っかかり転倒。床に置かれていた仮置きとうこつえんいたんの鉄筋に左手をつき、負傷した。

○男性1名負傷(左橈骨遠位端骨折)

6. 事故原因

- ・安全通路の表示及び作業区域との区分が明確でなかった。
- ・屋上階の昇降階段及び建物1階の通行禁止箇所において、立入禁止の措置及びその明示がなかった。
- ・被災者が安全通路に指定されていないルートを通行した。

7. 改善対策

- ・安全通路は塗装、カラーコーン(コーンバー)等を用いて作業区域と明確に区分するとともに、安全通路であることを標示する。
- ・立入を禁止する箇所は単管パイプ等により物理的に立入できないようにするとともに、立入禁止であることを標示する。
- ・作業当日の朝礼及び現地KY等にて配置図を用い、安全通路、立入禁止箇所の周知徹底を行う。